

をも「と豊かに」で、共存する「STYLE」「木」を扱うプロとして「Timeless」など

直需部長)

タリス」などを展示する。知県名古屋市)時間は両
ブレンドスター・ヒカリス 会場とも10時~17時。

相続専門税理士が教える

探めない遺産の残し方

第2回



税理士法人レディング

(愛知県名古屋市)

木下勇人代表 (37)

第2回のテーマは想いを伝える「遺言」です。遺言というと、敷居の高いものに感じますが、エンディングノート、終活、生前整理などの言葉がよく使われるようになります。以前よりは身近になつていいのかもしれません。

遺言には、複数の形式がありますが、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」が一般的です。自筆証書遺言は、遺言の全文、日付、氏名を自署、押印して作ります。費用もかかります。費用もかかるう長所がある半面、一

よりも形式に不備がありと無効になつたり、相続後に相続人が家庭裁判所に行って検認を行わなければならぬなどの短所もあります。一方、公正証書遺言は、公証役場で2人以上の証人立ち会いのもので、公証人が作る遺言です。手間と費用はかかりますが、無効の心で確実な方法です。

遺言を作成した方がよいケースとしては、

相続人を負担を軽減する公正証書遺言を作成

つでも形式に不備があると無効になつたり、相続後に相続人が家庭裁判所に行って検認を行わなければならぬなどの短所もあります。

①遺産争いの可能性がある、②先妻・後妻の子がいる、③子がいない、④嫁・孫に財産を渡したいなどが挙げられます。が、不動産オーナー様の場合は、「共

同相続に係る不動産から生ずる賃料債権の帰属後にされた遺産分割の効力」についての最高裁判決があります。

そこで、公正証書遺言であつても、「すべての財産を○○へ」という記載では、実際の手続きでは、相続人側の負担が大きくなります。ま

まして、遺留分や相続税を考慮に入れることで、残された相続人に

(きのした・はやと) 監査法人トーマツ名古屋事務所に入所後、2009年に「相続専門事務所」を掲げて税理士法人レディングを開設。年間30件以上の相続申告・年間200件以上の相続税相談を行っている。

に也有効です。特に金融機関において、名義変更の手続きが進まないケースもありますので、記載方法にも注意が必要です。

期間に発生した不動産収入は、収益不動産を相続した相続人がすべて取得するのではなく、相続人全員で分け、確定申告もそれぞれで行わなければならない相続税の支払いも大

きく差が出るなどの問題が発生します。従いまして、遺留分や相続税を考慮に入れることで、残された相続人に

とっても安心できる遺言作成が望まれます。